

令和6年3月22日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

建設環境委員会

委員長 福井 崇郎

## 建設環境委員会審査報告書

令和6年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和6年2月19日

審査年月日 令和6年2月27日

#### 2. 出席者

委員 福井委員長、中村晶代副委員長、大山委員、岩下委員、倉元委員、尾島委員

執行部 香田市民共働部長、増田経済産業部長、長野都市整備部長、寺島農林水産課長、梶原商工振興課長、安永都市計画課長、水上建設課長、芹野下水道課長、来仙下水道課参事、赤間監査事務局長、来福商工振興係長、小松維持管理係長、立野経営係長

#### ◎議案第13号 福津市中小企業振興条例の制定について

##### 審査内容

##### (1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 第4条4項の市の責務では、工事の発注並びに物品及び役務の調達については予算の適正な執行に留意しつつ、とある。この条項に透明性や公平な競争の確保等の文言は入れないのか。

(答弁) 適正な予算の執行は、公正・公平で透明性が確保されていることが前提となっている。

(質疑) 第8条の教育機関等について、こういった機関を示しているのか。

(答弁) 市内にある小・中学校、高校等。職場体験など、今後も福津で働くことが選択肢の一つとなるような共働の取組みの継続を想定し、教育機関等と定義している。

(質疑) 第12条の審議会の構成員は。

(答弁) 県の関係者、学識経験者、商工会、市内事業者、金融機関、公募の委員を想定している。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第22号 福津市漁港管理条例及び福津市津屋崎ヨットハーバー条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第23号 福津市空家等の適正管理に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 審査会から審議会に変更することで具体的にどう変わるのか。

(答弁) 審議会に変更することで、特定空家かどうかの審査だけではなく、空き家対策計画の内容の審議や、管理不全空家を調査・審議するという役割が明確になる。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第24号 福津市公共下水道事業の設置等に関する条例及び福津市監査委員条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第25号 市道路線の認定及び変更について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。